

**第5期仙台市介護保険審議会
地域包括支援センター運営委員会（第12回会議）議事録**

日時：平成27年1月28日（水）13：30～14：10

場所：庄建上杉ビル2階 仙台市会議室

〈出席者〉

【委員】

内田裕子委員、大内修道委員、関東澄子委員、菊地りつ子委員、日下俊一委員、駒形守俊委員、鈴木きよ子委員、鈴木峻委員、長野正裕委員 以上9名、五十音順

【仙台市職員】

高橋保険高齢部長、米内山高齢企画課長、草苺介護予防推進室長、宮野介護保険課長、加藤宮城野区障害高齢課長、山縣泉区障害高齢課長、星高齢企画課在宅支援係長、千田介護予防推進室主査、坂井介護保険課指導第二係長、田村若林区障害高齢課介護保険係長

〈議事要旨〉

1 開会

会議公開の確認→異議なし

議事録署名委員については駒形委員に依頼→駒形委員了承

2 議事

(1) 新たな圏域の受託法人の選定について

草苺介護予防推進室長説明（資料1）

【質疑応答】

委員長：本日の運営委員会の審議を経て選定法人を決めるとのことだが、仙台市の考えとしては審査結果の順位を基準とし、選定していく方針でよろしいか。

事務局：その通りである。

委員：審査結果の順位が1位の法人において、書類審査時に未定だった事業所予定地が面接審査時に決定していたことを確認しているようだが、書類審査時に事業所予定地が決定していた場合は加点されるのか。

事務局：加点される。

委員：審査結果の順位が1位から3位の法人の間では得点差が僅差のようだが、どの法人についても現在センターを運営しているのか。

事務局：いずれについても現在センターを運営している法人である。

委員：応募した法人にとって、面接審査の審査員は利害関係者には当たらないのか。

事務局：6名の行政職員が審査員となっており、各法人と業務上の接触等がないわけではなく、利害関係者には当たらないことを確認している。

委員：応募した法人の中に、全国的に事業を展開している法人は含まれていたのか。

事務局：今回応募した法人は全て仙台市を地元として活動している法人である。

委員：審査の過程で課題の一つとして地域づくりが挙げられているが、この地域づくりとは具体的に何を指しているのか。

事務局：地域づくりの一例としては既存の地域資源との連携が挙げられる。

委員：評価項目「②地域包括支援センターを運営するにあたっての総合的な取組」や「④事業コンセプト」の評価の観点はどのようになっているのか。

事務局：②はセンター運営を希望する理由、また対象圏域についての認識や見解について、④は総合相談支援業務や権利擁護業務などのセンターが展開していく事業への取組について具体的に提示したかを評価の観点としている。

委員：評価項目②において、審査結果が1位と最下位の法人との間では8点ほど得点差があるようだが、最下位の法人は現在センターを運営している法人なのか。

事務局：審査結果が最下位の法人についてはセンター運営の実績はない。

委員：現在センターを運営している法人からの応募はどの程度だったか。

事務局：現在センターを運営している法人からの応募の方が多かった。

委員：現在センターを運営している法人であっても、今回の公募の審査にあたっては低い得点に留まっている法人あるようだが、現在のセンターの運営をこのまま継続させてもいいのか。

事務局：現在運営しているセンターについては事業評価や実地指導を定期的に行い、適切な運営であることを確認している。また、今回の公募は対象の圏域でセンターを運営したいという意気込みや、それに伴う圏域の分析や見解を評価の観点としている。このため、現在運営しているセンターについての評価とは一致しないことから、現在のセンターの運営を継続していくことについては支障がないものと考えている。

委員：今回の公募にあたり、休日も相談窓口を開くと示した法人については、充実した相談体制を整えていくという意気込みを感じる。

事務局：現在、市としてセンターに休日に相談窓口を開くことを求めているが、緊急の相談については24時間対応可能な相談体制づくりを求め、整えている状況である。休日の相談体制づくりを示した法人については積極的な相談体制づくりに努めていると評価している。

委員：審査結果の順位が1位の法人については勤務経験が豊富な職員の配置が予定されているとのことだが、この勤務経験が豊富というのは具体的にどういう者を指しているのか。

事務局：現在のセンター職員や以前センター職員であった者で、いずれも5年以上の勤務

経験を有する者である。

委員：他の圏域と比べて対象圏域の高齢化率は低いのか。

事務局：他の圏域と比べて高齢化率は低い圏域である。

(2) 指定介護予防支援事業所の指定更新について

草薙介護予防推進室長説明（資料 2）

【質疑応答】

委員：現在市内に 49 センターが設置されているが、なぜ今回資料で挙げられている 3 センターが指定更新の対象となったのか。

事務局：センター設置時期がそれぞれ異なっており、この度は平成 21 年 4 月 1 日に設置となったセンターが 6 年間の指定有効期間を満了したことで、指定更新の対象となっている。

委員：指定更新を認める基準はなにか。

事務局：国が定める指定基準等である。

3 その他

委員長：その他として、委員の皆様からご意見等はあるか。

委員：仙台市の来年度予算案において地域包括支援センター 25 カ所に専任職員を一人ずつ配置との報道があったが、この 25 カ所の選定についてはどのように考えているのか。

事務局：現時点では仙台市の来年度予算案として提出予定の状態であるため、市議会の議決を経て、予算が確定した際には地域の実情に応じた選定を行い、調整を図る予定である。

委員：この度、国から「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が打ち出されたが、仙台市としては具体的にどのような施策を考えているのか。

事務局：国の新オレンジプランの内容も踏まえて、仙台市としての施策を検討していく。また、認知症施策については地域での展開という部分においてセンターが連携等の中核を担うこともあるだろうが、市全体で取り組まなければならない課題であると認識している。

委員：先日豊齢力チェックリストが届き、その中にセンターの案内が同封されていた。チェックリストの発送対象となる 65 歳以上の高齢者へのセンターの普及啓発はもちろんのことだが、65 歳以上の高齢者を介護する側となる、その子世代にあたる 45～60 歳代の方への普及啓発にも積極的に取り組むことで、よりセンターの周知が図れるかと思う。

草苴介護予防推進室長説明

次回の具体的な日時等については、委員長と協議し、後日文書にてご連絡する。

4 閉会